

2023年1月吉日

お客様各位へ

熊本信用金庫

「普通預金(無利息型普通預金を含む) 規定 (個人・法人用)」「貯蓄預金規定(個人限定)」
改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただきましてありがとうございます。

さて、当金庫は、「未利用口座管理手数料」の新設に伴い、「普通預金(無利息型普通預金を含む)規定 (個人・法人用)」「貯蓄預金規定(個人限定)」を改定します。

改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

1. 改定対象となる主な「預金規定」

「普通預金(無利息型普通預金を含む)規定 (個人・法人用)」
「貯蓄預金規定(個人限定)」

2. 改定日

2023年4月1日 (土)

3. 改定内容

(未利用口座管理手数料)

(1) 次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料(以下、本条において「手数料」といいます。)をご負担いただきます。

- ①最後の預入れまたは払戻し(利息の元本組入れおよび手数料の引落しを除きます。)の利用から2年以上一度もないこと。
- ②預金残高が10,000円未満であること。
- ③同一店舗において、定期性預金・保険・投資信託などのお取引がないこと。
- ④同一店舗において、お借入れがないこと。

(2) 前項のすべての条件に該当した場合、お届けの住所にご案内文書を送付します。このご案内文書の送付後、3ヶ月経過後においても取引がないときは、当該口座から払戻請求書等によらず、手数料を引き落とします。なお、翌年以降も未利用の状態が継続する場合は、同様に手数料を引き落とします。

(3) 手数料の引き落としに際し、口座残高が不足する場合は、その残高を手数料の一部

として充当したうえで、通知することなく当金庫所定の方法により当該口座を解約することができるものとします。この場合、手数料の不足分を別途いただくことはありません。

(4) ご負担いただいた手数料の返却および解約口座の再利用には応じられません。

以上